《 入院時食事療養について 》

当センターでは、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)			
70歳未満の方			
区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食550円
〃　※指定難病患者等			1食330円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食270円
		91日以上	1食220円

70歳以上の方			
区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食550円
〃　※指定難病患者等			1食330円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食270円
(低所得者Ⅱ)		91日以上	1食220円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)			1食130円

2026.6月

島田療育センター　院長